

保高第650号  
平成29年8月4日

介護サービス事業所 管理者様  
介護保険施設等 施設長様

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長

## 水防法の一部改正に伴う避難確保計画作成の手引きの充実について（通知）

水防法等の一部を改正する法律（平成29年5月19日法律第31号）が施行され、水防法に基づき市町村地域防災計画に定められた洪水等の浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成、訓練の実施が義務づけられました。

この改正を受けて、国土交通省より、「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き」の内容の改定と合わせて、施設管理者等が計画を作成する上で参考となるよう解説を充実した手引き別冊について、周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

また、別途通知された「『水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル』の周知及び点検の実施について（平成29年6月19日付国水環防第5号）」を活用し、作成した避難確保計画についての点検を行っていただき、適切な計画の作成に努めていただきますようお願いいたします。

今後も引き続き集中豪雨や台風による災害の発生が懸念される時期が続きますので、各事業所におかれましては、風水害をはじめとする非常災害対策に万全を期すとともに、災害発生時には、利用者・入所者等の安全確保を第一とし、迅速な対応をお願いいたします。

なお、各資料につきましては、下記のとおり福岡市ホームページに掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

### 【各資料掲載場所】

「要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き」等

福岡市ホームページ> 健康・医療・福祉 >高齢・介護 >事業者の方へ >事業者の方へ >  
お知らせ > 介護保険事業者等への通知関係

(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/sesakusuishin/health/00/05/5-010101.html>)

「平成29年度福岡市地域防災計画」

福岡市ホームページ> 防災・危機管理情報>計画・マニュアル等（緊急情報・福岡市の雨量・地域防災計画など）

(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/bousai/index.html>)

### 【問い合わせ先】

福岡市 保健福祉局 高齢社会部 高齢者サービス支援課

施設指導係 田川 TEL:092-711-4319

在宅指導係 松本 TEL:092-711-4257

E-mail : [k-service.PHWB@city.fukuoka.lg.jp](mailto:k-service.PHWB@city.fukuoka.lg.jp)